

横福指第 1 号
令和 8 年（2026 年） 4 月 2 日

介護保険施設
指定特定施設入居者生活介護事業者
指定認知症対応型共同生活介護事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

協力医療機関に関する届出について

平素より、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定に伴い、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等（※）が改正され、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者・利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、対象事業所においては、下記のとおり、協力医療機関に関する届出を行ってください。

記

- 1 対象サービス
 - ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
 - ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- 2 提出書類
 - ・協力医療機関に関する届出書（別紙様式）
 - ・協力医療機関との協力内容がわかる書類（協定書の写し等）
- 3 提出方法

電子申請・届出システム（※）で指導監査課へ提出してください。

※電子申請・届出システムについては、横須賀市ホームページ「介護保険事業者の指定申請等における電子申請について」
(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/kaigo-osirase/denshi.html>) を参照してください。
- 4 提出期間
各年度 4 月 1 日から 12 月末日まで
- 5 提出先
横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 施設介護サービス担当

6 留意事項

- ・要件を満たす協力医療機関を定めることについて、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設は、令和9年3月31日までは努力義務となります。
- ・要件を満たす協力医療機関を定めることについて、(介護予防)特定施設入居者生活介護及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、努力義務となります。
- ・市に届け出ている協力医療機関に変更があった場合は、当該協力医療機関に関する届出とは別に、変更後10日以内に変更届及び当該変更内容を反映した協力医療機関に関する届出書を提出してください。

※指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

以下の通知等についても確認をしてください。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）

指定介護保険施設の人員、施設並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日労企第25号）

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）

事務担当：民生局福祉こども部指導監査課
施設介護サービス担当
電話：046-822-8162